

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、公文・西高篠地区共同施行が土地改良事業（地域計画実現化促進生産基盤整備事業（農道改修事業）公文・西高篠地区）を行うことについて令和6年1月22日適当と決定した。

その関係書類をまんのう町建設土地改良課において令和6年2月1日から同月21日まで縦覧に供する。

令和6年1月30日

香川県知事 池 田 豊 人